

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、秩序ある競争の原理と公正の原則を貫く経営活動を基本姿勢として、企業の健全性・透明性を重視した事業活動を推進してまいります。

このような企業理念のもと、コーポレートガバナンスは、コンプライアンス・リスクマネジメント・環境マネジメントと相俟って、企業の社会的責任を果たすためには欠かすことができない会社経営の要件と考えております。

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員による取締役・取締役会の業務執行を監査する機能の他に、内部業務を監査する内部監査室を置いて、監査機能の強化を図っておりますが、なお一層ガバナンス機能の充実を目指し、社会の要請に応えてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
王子ホールディングス株式会社	2,268,793	45.84
MSIP CLIENT SECURITIES	257,300	5.19
株式会社中国銀行	213,000	4.30
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	125,000	2.52
細羽 強	97,000	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	80,600	1.62
岡崎共同株式会社	58,792	1.18
津村 正明	55,500	1.12
岡崎 達也	53,764	1.08
岡崎 直也	52,800	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

### 補足説明

当社は、自己株式を550,876株保有しておりますが、大株主の状況からは除外しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	5月
-----	----

業種	パルプ・紙
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
田井 廣志	他の会社の出身者													
岡崎 彬	他の会社の出身者													
松浦 孝夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田井 廣志				製紙業界における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外取締役として適任であることから選任しております。 また、同氏は当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
岡崎 彬			岡山ガス株式会社代表取締役会長	岡山ガス株式会社の代表取締役としての永年にわたる会社経営に係る豊富な経験と見識を有しており、当社の社外取締役として適任であることから選任しております。

松浦 孝夫				<p>化学メーカーの技術者としての豊富な業務管理経験と取締役として5年間の業務執行に係る経験により培われた幅広い見識を有しており、かつ会社からの独立性が高いため、当社の社外取締役として適任であることから選任しております。</p> <p>また、同氏は当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
-------	--	--	--	---

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき部署として内部監査室を設置し、使用人を1名配置しております。当該使用人の異動、給与等人事権にかかる事項の決定には、監査等委員会と事前に十分な協議を行う等、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するよう配慮する体制としております。また、監査等委員より業務監査に必要な情報提供、補助業務を求められた取締役及び使用人は適切に対応できる体制としております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、内部監査部門及び会計監査人は、相互に監査計画の調整、監査結果報告等を行うことで連携を強化しております。また、代表取締役社長は定期的に監査等委員会、会計監査人と打合せ、監査の状況等について意見交換を行っております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の数

2名

### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

### 該当項目に関する補足説明

2018年8月28日開催の第177回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。なお、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の報酬額は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の枠内(年額200百万円以内)で、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)につき、年額50百万円以内といたします。

ストックオプションの付与対象者

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

### 該当項目に関する補足説明

役員報酬の内容は以下のとおりです。

#### 1. 報酬限度額

2018年8月28日開催の第177回定時株主総会の決議による報酬限度額  
 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額 年額200百万円以内  
 監査等委員である取締役の報酬等の額 年額60百万円以内

#### 2. 取締役および監査役に支払った報酬(2019年5月期)

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)	4名	78,354千円
監査役(社外監査役を除く。)	1名	2,590千円
取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。)	1名	11,421千円
社外役員	3名	12,850千円

(注)当社は2018年8月28日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に、取締役会の開催に際し、事前に議案内容を説明する体制を採っております。併せて各種の社内情報を説明しております。また、内部監査を担当する内部監査室員に監査業務に必要な事項を指示・命令することができる体制を採っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。また、当社は取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数を3名以上、監査等委員である取締役の員数を3名以上と定款に定めております。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年としております。

#### (1) 取締役会

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名、監査等委員である取締役4名で構成されており、毎月1～2回開催される取締役会において経営に関する重要事項の決定・業務執行状況の監督などを行っております。

#### (2) 監査等委員会

監査等委員会は、常勤の監査等委員1名、社外取締役である監査等委員3名の計4名で構成され、定例の監査等委員会を原則として毎月1回開催しております。監査等委員会では、監査等委員以外の取締役の業務執行について、会計監査人、内部監査室等と連携を取りながら、内部統制システムを利用した適法性・妥当性の監査・監督を実施しております。

#### (3) 会計監査人

会計監査人としてPwC京都監査法人を選任しており、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。当社の会計監査業務を担当している公認会計士は高田佳和、江口亮であります。

#### (4) 内部監査室

内部監査部門として、内部監査室を設置しております。監査等委員会との連携のもと、年度監査計画にもとづき内部監査を実施しております。

#### (5) 執行役員制度

業務執行体制の強化及び執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を採用しております。本報告書提出時点で執行役員は4名おり、取締役会に出席し、業務執行状況の報告などを行っております。

#### (6) 責任限定契約

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び社外取締役と、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社はコーポレート・ガバナンスの体制として監査等委員会設置会社を採用しております。  
これは、取締役会の議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に関与することにより、社外視点を取り入れた適正な意思決定や業務執行に対する監督が担保されると考えているからであります。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	現時点において、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化を図るための特別の施策は講じておりませんが、定時株主総会では活発な意見交換が行われています。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	期末における直近の営業の概況、財務情報、トピックス等のIR情報を当社ホームページに掲載しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会決議により、「内部統制基本方針」を次のとおり定めております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
役職員が職務を執行するにあたり、自律的行動規範を定めた企業倫理行動指針をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務経理部及びコンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員研修等を行う。  
内部監査室は、適宜コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。法令上疑義のある行為、不正・違反行為等については直接情報提供を行う手段として、内部通報制度に基づくヘルプラインを設置・運営する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
職務の執行に係る重要文書は、十分な注意をもって保存・保管に努めることとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。保存対象文書、保存期間、取扱要領等については文書取扱規程に基づき管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
コンプライアンス・財務報告・品質・情報システム・事務処理・環境等の事業活動の遂行に関連するリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成、研修の実施等を行い、リスクの予知、予防、管理に努める。リスクが発生した場合には、リスク管理規程、緊急事態対策規程等の規定に基づき、社長が指揮する対策本部を設置し、リスクへの対処・最小化に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
経営の効率化、業務活動の円滑化、責任体制の確立等を図るため、役職員が共有する職務権限、業務分掌等を定めた職務権限規程、業務分掌規程等に基づき職務を執行する体制を確立する。また、取締役会による中期経営計画の策定、同計画に基づく事業部門単位の業績目標と予算の設定とITを活用した月次業績管理の実施、経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の検討・実施等によって取締役の職務の執行の効率化を図る。
5. 監査等委員の職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という。)に関する事項  
監査等委員は、内部監査室所属員に監査業務に必要な事項を指示・命令することができるものとし、監査等委員より監査業務に必要な指示・命令を受けた同所属員はその指示・命令に関して取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。また、監査等委員から監査を十分に行うために補助使用人を必要とする旨の申し出があった場合には、取締役会は、補助使用人等の人数及び地位等の事項について審議の上、その結果を監査等委員に報告するものとする。
6. 補助使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項  
監査等委員会の職務を補助する補助使用人は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令に服さないものとし、補助使用人の人事考課については監査等委員会が行うこととする。また、人事異動、報酬等については監査等委員会の同意を得て、それらの事項を決定することとする。  
監査等委員会は、内部監査室に対し、監査等委員会の監査・監督活動の補助を指示する権限を有し、内部監査室は、実施した結果について監査等委員会に定期的に報告する。
7. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制  
経営に関する事項その他重要事項については、監査等委員会に報告する体制を確立する。また、必要に応じ役職員が監査等委員会に直接報告・説明することができるものとし、当該役職員が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。
8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する方針  
監査等委員の請求等に従い、円滑に行うものとする。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員会が必要と認める場合には、独自に専門の弁護士、公認会計士を起用し、監査業務に関する助言を受けることができるものとする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会決議により、「内部統制基本方針」として、上記に続いて次のとおり定めております。

10. 反社会的勢力の排除に向けた体制
  - (1) 基本方針  
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然たる態度で臨み、関係の完全な遮断、排除を行うとともに、付け入る隙を与えない企業活動を実践する。トラブルが発生した場合には企業をあげて対応する。
  - (2) 基本方針に基づく対応  
事業遂行にあたっては企業トップから従業員一人一人に至るまで遵法の意識を持つと同時に社会的良識を備えた善良な市民としての行動規範を確立し遵守することにより、企業活動のあらゆるレベルにおいて反社会的勢力や団体との結びつきを阻止し、健全な企業風土を醸成する。  
反社会的勢力及び団体との関係遮断に全社的に対応するために、総務経理部を担当部署とし、窓口は総務経理部(法務担当)とする。  
反社会的勢力担当部署は、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係遮断のための取り組みを実施するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、警察、暴力追放運動センター等の外部関係機関との連携を図る。  
反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、可能な範囲で自社内の取引状況を確認する。また、契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入する。  
反社会的勢力による不当請求がなされた場合には該当情報を速やかに所属長に報告するとともに、担当部署に報告・相談し、更に担当部署より取締役会に報告する。



## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記すべき事項はありません。

# コーポレート・ガバナンス体制図

